

超軽量レジャー航空機操縦者健康診断判定基準

- 1 遠距離視力は一眼中でそれぞれ0.3以上、両眼中で0.7以上（矯正視力を含む、以下同じ）であること。一眼の視力が0.3未満の者もしくは一眼が見えない者は他眼の左右の和が150度以上で、視力は両眼中で0.7以上であること。ただし、矯正によって上記の基準を満たす者は、矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）の使用を条件とする。
- 2 聴力は日常会話に支障がないこと。
- 3 言語は明瞭であること。
- 4 色覚については、赤色、青色、及び黄色の識別ができること。
- 5 血圧は、座位で最高血圧95mmHg以上160mmHg以下、最低血圧は50mmHg以上95mmHg以下であること。
- 6 精神病患者、精神薄弱者又はてんかん病患者でないこと。
- 7 アルコール、麻薬、大麻、阿片、睡眠薬又は覚醒剤の中毒者でないこと。
- 8 四肢の異常がないこと及び、間接機能に障害がないこと。ただし、航空業務に支障のないものはこの限りではない。
- 9 現在治療を必要とする疾病がないこと。ただし、航空業務に支障のないものはこの限りではない。